

北海道十勝地区における大樹漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和 6年 3月15日

協定認定日 令和 6年 3月27日

(目的)

第1条 本協定は、大樹漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

|     | 水域          | 水産資源の種類           | 漁業の種類                                    |
|-----|-------------|-------------------|--|
| (1) | 大樹町地先       | さけ<br>ます<br>くろまぐろ | さけ定置漁業（秋定置）（定置漁業権）                       |
| (2) | 大樹町地先       | さけ<br>ます<br>くろまぐろ | さけ定置漁業（春定置）（定置漁業権）                       |
| (3) | 十勝総合振興局管内沖合 | つぶ類<br>（えぞぼらほか）   | つぶかご漁業（知事許可）                             |
| (4) | 十勝総合振興局管内沖合 | つぶ類<br>（えぞばいつぶ）   | つぶかご漁業（共同漁業権）                            |
| (5) | 十勝総合振興局管内沖合 | つぶ類<br>（こえぞばいつぶ）  | つぶかご漁業（共同漁業権）                            |
| (6) | 大樹町地先       | ほっきがい<br>（うばがい）   | ほっきがいた網漁業（知事許可）                          |
| (7) | 十勝総合振興局管内沖合 | すけとうだら            | すけとうだら刺し網漁業（知事許可）                        |
| (8) | 北海道沖合       | するめいか             | いか釣り漁業 5トン以上船<br>いか釣り漁業 5トン未満船<br>（知事許可） |

|      |             |      |                   |
|------|-------------|------|-------------------|
| (9)  | 十勝総合振興局管内沖合 | たこ類  | たこ漁業(から釣り縄)(知事許可) |
| (10) | 十勝総合振興局管内沖合 | ししゃも | ししゃもこぎ網漁業(知事許可)   |
| (11) | 十勝総合振興局管内沖合 | けがに  | かにかご漁業(知事許可)      |

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

・さけ

北海道資源管理方針別紙3-1 さけ(しろさけ)北海道海域に定める資源管理の方向性

・ます

北海道資源管理方針別紙3-2 さくらます(日本系)、別紙3-3 からふとます(日本系)に定める資源管理の方向性

・くろまぐろ

資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下同じ。)別紙2-1 くろまぐろ(小型魚)、別紙2-2 くろまぐろ(大型魚)に定める目標

・つぶ類

北海道資源管理方針別紙3-5 5 つぶ類北海道周辺海域(えぞぼら、えぞぼらもどき、ひめえぞぼら、おおからふとばい等)に定める資源管理の方向性

・ほっきがい(うばがい)

北海道資源管理方針別紙3-5 3 うばがい(ほっきがい)北海道周辺海域に定める資源管理の方向性

・すけとうだら

資源管理基本方針別紙2-8 すけとうだら太平洋系群に定める目標

・するめいか

資源管理基本方針別紙2-1 2 するめいかに定める目標

・たこ類

北海道資源管理方針別紙3-1 8 みずだこ北海道周辺海域、別紙第3-1 9 やなぎだこ北海道周辺海域に定める資源管理の方向性

・ししゃも

北海道資源管理方針別紙3-1 0 ししゃも道東太平洋海域に定める資源管理の方向性

・けがに

北海道資源管理方針別紙3-1 3 けがに釧路西部・十勝海域に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

| 漁業の種類       | 取組内容   |
|-------------|--|
| さけ定置漁業（秋定置） | <p>(さけ)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道が定めるふ化放流計画（えりも以東海域西部地区）の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。</li><li>・上記について必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、毎年、えりも以東海区さけ定置漁業調整協議会で定めた自主的資源管理措置を遵守する。</li><li>・一般社団法人十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会が行うさけ親魚捕獲及びさけ稚魚放流への負担金を拠出する。</li></ul> <p>(くろまぐろ)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。</li><li>・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施する。（強度な資源管理）</li></ul> |
| さけ定置漁業（春定置） | <p>(さけ)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・操業期間における期首について漁具規制を行う。（4/21～4/23は漁具を敷設しない）</li><li>・一般社団法人十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会が行う連携しさけ親魚捕獲及びさけ稚魚放流への負担金を拠出する。</li></ul> <p>(くろまぐろ)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。</li><li>・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施する。（強度な資源管理）</li></ul>   |

|                 |  |
|-----------------|--|
| つぶかご漁業（えぞぼらほか）  | ・ 操業期間の10%以上を休漁（漁獲努力量規制）   |
| つぶかご漁業（えぞばいつぶ）  | ・ 操業期間の10%以上を休漁（漁獲努力量規制）   |
| つぶかご漁業（こえぞばいつぶ） | ・ 操業期間の10%以上を休漁（漁獲努力量規制）   |
| ほっきがいけた網漁業      | ・ 操業期間の10%以上を休漁（漁獲努力量規制）   |
| すけとうだら固定式刺し網漁業  | <p>・ 北海道すけとうだら道東太平洋漁業の漁獲量の総量が、北海道すけとうだら道東太平洋漁業の漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）が90%を超えたときは、漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はすけとうだらの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95%を超えた時には操業を停止する。</p> <p>ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90%を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。</p>   |
| いか釣り漁業          | <p>（5トン未満）</p> <p>・ 北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量が北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）が90%を超えたときには、北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はするめいかの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95%を超えた時には操業を停止する。</p> <p>ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90%を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。</p> <p>（強度な資源管理）</p> <p>（5トン以上）</p> <p>・ するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲量の総量がするめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲可能量に占める割合（以下「消化率」という。）が90%を超えたときには、するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はするめいかの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が95%を超えた時には操業を停止する。</p> |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>ただし、国の留保からの追加配分や、他都道府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が90%を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。</p> <p>(強度な資源管理)</p>  |
| たこ漁業<br>(から釣り縄) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・操業期間の10%以上を休漁(漁獲努力量規制)</li> </ul>   |
| しししゃもこぎ網漁業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・十勝管内しししゃも漁業調整協議会と釧路しししゃもこぎ網漁業運営協議会が協議し設定した漁獲限度量を遵守する。</li> <li>・許容漁獲量の超過を防止するため、本協定参加者は漁獲の都度、大樹漁業協同組合を通じ、十勝総合振興局に漁獲量を報告すると共に、漁獲量が許容漁獲量に達する前に、十勝管内しししゃも漁業調整協議会が別に定める自主的資源管理措置を遵守する。</li> <li>・十勝管内しししゃも漁業調整協議会と連携し、親魚遡上調査、産卵床調査を実施する。</li> </ul> |
| かにかご漁業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、水産試験場の資源調査結果のもと北海道が定めた許容漁獲量を十勝海域毛がに漁業調整協議会が大樹漁業協同組合に配分しそれを遵守する。</li> <li>・許容漁獲量の超過を防止するため、本協定参加者は漁獲の都度、大樹漁業協同組合を通じ、十勝総合振興局に漁獲量を報告すると共に、漁獲量が許容漁獲量に達する前に、十勝海域毛がに漁業調整協議会が別に定める自主的資源管理措置を遵守する。</li> </ul>  |

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組のうち、漁業の種類ごとに、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を元に確認することとし、次表に記載の無い取組みについては、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

| 漁業の種類       | 履行確認における証拠書類等  |
|-------------|--|
| さけ定置漁業(秋定置) | <p>(さけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生産親魚の河川遡上数の確保</li> <li>・一般社団法人十勝釧路管内さけ・ます増殖事業におけるふ化放流計画(えりも以東海域西部地区)に定める捕獲数の証明書</li> <li>○上記について必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる</li> </ul> |

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | <p>場合における、えりも以東海区さけ定置漁業調整協議会で定めた自主的資源管理措置の遵守</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・えりも以東海区さけ定置漁業調整協議会の自主的資源管理措置の決定通知書写し及びえりも以東海区さけ定置漁業調整協議会への自主的資源管理措置報告書写し等</li> <li>(くろまぐろ)</li> <li>○漁獲がある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表</li> </ul> </li> <li>○漁獲がない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真</li> </ul> </li> </ul> |
| さけ定置漁業(春定置)     | <p>(さけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁具規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協伝票又は漁協証明書</li> </ul> </li> <li>(くろまぐろ)</li> <li>○漁獲がある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表</li> </ul> </li> <li>○漁獲がない場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真</li> </ul> </li> </ul>   |
| つぶかご漁業(えぞぼらほか)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協伝票又は漁協証明書</li> </ul> </li> </ul>  |
| つぶかご漁業(えぞばいつぶ)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協伝票又は漁協証明書</li> </ul> </li> </ul>  |
| つぶかご漁業(こえぞばいつぶ) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協伝票又は漁協証明書</li> </ul> </li> </ul>  |
| ほっきがいけた網漁業      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協伝票又は漁協証明書</li> </ul> </li> </ul>  |
| すけとうだら固定式刺し網漁業  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○漁獲上限の遵守、漁獲が積み上がった際の早期是正措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第30条に基づくTAC報告</li> </ul> </li> </ul>  |
| いか釣り漁業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○消化率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第30条に基づくTAC報告</li> </ul> </li> <li>○操業自粛を講じた場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協伝票又は漁協証明書</li> <li>・振興局による証明書(消化率が90%を超過した期間を証明するもの)</li> </ul> </li> </ul>  |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | 。)   |
| たこ漁業<br>(から釣り<br>縄) | ○休漁<br>・漁協伝票又は漁協証明書                                  |
| ししゃもこ<br>ぎ網漁業       | ○漁獲限量<br>・十勝管内ししゃも漁業調整協議会の漁獲限量証明書<br>・漁協伝票又は漁協証明書    |
| かにかご漁<br>業          | ○漁協別許容漁獲量<br>・漁協伝票又は漁協証明書<br>・大樹漁業協同組合による漁協別許容漁獲量証明書 |

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることが

できない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日施行の日から5年間(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき北海道知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(協定代表者の機能及び経費の負担)

第12条 協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1) 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

(2) 法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号)の規定に基づく報告、申請及び届出(本協定の手続を経たものに限る。)に関する事務

(3) その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務(訴訟及び不服申立てを除く。)

① 協定代表者は、本協定の手続を経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

② 協定代表者は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

③ 協定にかかる事務手続き及び報告については、大樹漁業協同組合が処理するものとする。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則 本協定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する